



自転車ヘルメット購入費を補助

マチカネポイント最大 2 千円分付与

豊中市は、自転車乗車時の安全確保とヘルメット着用の促進を目的に、令和 8 年 4 月 1 日以降に購入した自転車用ヘルメットを対象に購入費の一部を補助します。対象となるヘルメットの購入費の 2 分の 1 相当をマチカネポイントで付与し、上限は 2,000 ポイントとします。

自転車乗車時のヘルメットの着用は、令和 5 年 4 月の道路交通法改正により、すべての利用者に努力義務化されています。豊中市においても、令和 7 年 5 月に自転車ヘルメット未着用の高齢者が自転車転倒事故により頭部を損傷し、死亡する事故が発生しました。自転車利用者の死亡事故ゼロをめざすため、本補助制度を通じて、市民の安全意識の向上とヘルメット着用の定着を図ります。

事業の概要

対 象 者：令和 8 年 4 月 1 日以降に、安全基準を満たす規格マーク付きの
自転車用ヘルメットを購入した市内在住者

（規格マークの例）



SG マーク



JGF マーク

受付開始：令和 8 年 7 月 1 日（水）※予算の上限に達し次第終了

申請方法：市ホームページから申請

【報道機関からの問い合わせ先】

都市基盤部 交通政策課 担 当： 豊田

TEL：06-6858-2359

E-mail：koutsuusoumu@city.toyonaka.osaka.jp